

関連する諸外国憲法との対比によるベアテ・シロタ草案の再評価

—日本国憲法第三章人権条項の制定過程—

○小野瀬 裕子^{*}、中西 央^{**}、草野 篤子^{**3}

(竹早教員保母養成所^{**}、茅野市永明中学校^{**3}、信州大学)

〔目的〕本研究は、日本国憲法第3章人権条項のうち、第24条「家庭における男女平等」第26条「教育の機会の平等」等を中心として起草したベアテ・シロタの草案の先進性と限界を見いだすことを目的としている。

〔方法〕ベアテ・シロタが参考にしたワイマール憲法やソビエト憲法などの諸外国憲法とベアテ草案との比較、また、同じ諸外国憲法を参考にした憲法研究会案とベアテ草案との比較を行い、考察を加えた。次に、日本と同じ第二次世界大戦敗戦国である東ドイツと西ドイツ、イタリアの新憲法とベアテ草案との比較を行い、考察を加えた。

〔結果〕ベアテ草案の先進的な部分として、第一に家庭という私的領域におよんでの男女平等の規定、第二に後に法制化の課題として残った1)母性保護、2)非嫡出子の差別禁止、3)男女同一価値労働同一賃金の規定、第三に児童の権利を取り上げたことをあげることができた。このうち憲法研究会案にないのは、児童の権利である。しかもモデルとなったワイマール憲法では弱者保護の視点だが、ベアテ・シロタは子供を権利の主体者として起草している点で先進的である。また、日本は戦後の占領下において、GHQの最高司令官マッカーサー(米国)の指導のもとGHQ憲法草案が作成された。占領体制が連合国間の協定で築かれた東ドイツと西ドイツ、イタリアの新憲法には、ベアテ・シロタが起草してGHQによって削除された社会権と同様の条文がみられた。米国では社会権は憲法に記載せず法律に委ねられていたことが、ベアテ草案の社会権削除に何らかの影響を与えた可能性もあるのではないかと考えられた。